

## 申請手続き

「不足額給付Ⅰ」の対象者で令和6年中に本人名義の口座宛に福智町定額減税補足給付金(調整給付金)の振り込みがあったかたについては、9月末までに調整給付金(不足額給付分)支給のお知らせを送付しますので、申請は不要です。

「不足額給付Ⅰ」「不足額給付Ⅱ」の対象者で振込口座等の確認が必要なかたには9月末より順次、調整給付金(不足額給付分)確認書を送付しますので、期日までに郵送またはオンラインによる手続きをお願いします。

※なお、御案内につきましては、あくまで支給の可能性があるかたへ送付していますので、審査の結果、給付対象外となる場合がありますので、ご了承ください。

※不足額給付Ⅰ・Ⅱの対象者のうち、令和6年1月2日以降に福智町に転入されたかた等で転入前の自治体から当初調整給付の支給状況等が確認ができていない場合や不足額給付Ⅱの対象者のうち、町外にお住まいの事業主の専従者となっているかたで、福智町が対象者の確認ができない場合等は案内を送付できておりません。

対象者にあてはまる可能性があるにもかかわらず、案内が届いていない場合は別途申請が必要なので令和7年10月末までに下記のコールセンターまでお問合せください。

(申請期日は令和7年11月28日まで、それ以降の受付はできません。)